

滋賀県における雇用創出・若者定着に向けた協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、滋賀県立大学（以下「乙」という。）、滋賀大学（以下「丙」という。）、成安造形大学（以下「丁」という。）、聖泉大学（以下「戊」という。）、びわこ学院大学（以下「己」という。）およびびわこ成蹊スポーツ大学（以下「庚」という。）は、次のとおり滋賀県における雇用創出・若者定着に向けた協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己および庚（以下「協定者」という。）が、緊密な相互連携のもと、乙、丙、丁、戊、己および庚の学部卒業生（以下「卒業生」という。）による滋賀県内（以下「県内」という。）での就職を促進するとともに、卒業生の県内定着に向けた就業の機会を創出し、もって県内産業の振興および活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

（目標）

第2条 協定者は、前条の目的を達成するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 平成31年度卒業生の県内就職率を平成26年度卒業生の県内就職率との比較において10ポイント以上向上させること。
- (2) 平成31年度末までに、県内において卒業生のために新たに16人以上の雇用を創出すること。なお、ここでいう雇用には卒業生による創業が含まれるものとする。

（取組）

第3条 協定者は、前条の目標達成に向けて必要な取組を実施する。

- 2 協定者は、前項の取組を実施するに当たり、県内の産業界、金融機関その他関係者との連携を積極的に図るものとする。

（成果の検証）

第4条 協定者は、平成28年度から平成31年度までの毎年度、前条の取組にかかる成果を検証する。

- 2 協定者は、前項の検証を行うため、外部有識者等による評価委員会を設置する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定者が協議の上、別に定める。

本協定の証として本協定書を7通作成し、協定者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月大造

乙 彦根市八坂町2500番地
滋賀県立大学長

大田啓一

丙 彦根市馬場1丁目1-1
滋賀大学長

佐和隆光

丁 大津市仰木の里東4-3-1
成安造形大学長

岡田修二

戊 彦根市肥田町720番地
聖泉大学長

筒井裕子

己 東近江市布施町29
びわこ学院大学長

賀川昌明

庚 大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学長

嘉田由紀子